

大阪府医療機関等物価高騰対策一時支援金支給規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年一月二十日

大阪府知事 吉村 洋文

大阪府規則第一号

大阪府医療機関等物価高騰対策一時支援金支給規則の一部を改正する規則

大阪府医療機関等物価高騰対策一時支援金支給規則（令和五年大阪府規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（一時支援金の額） 第三条（略） 一 二人以上の患者を入院させるための施設を有する場合 三万円に病床の数を乗じて得た額 二 前号に掲げる場合以外の場合 六万円	（一時支援金の額） 第三条（略） 一 二人以上の患者を入院させるための施設を有する場合 一万五千元に病床の数を乗じて得た額 二 前号に掲げる場合以外の場合 三万円

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の大阪府医療機関等物価高騰対策一時支援金支給規則第三条の規定は、この規則の施行の日以後にされる支給の申請に係る一時支援金の額について適用し、同日前にされた支給の申請に係る一時支援金の額については、なお従前の例による。